

相続による所有権の登記の申請に必要な書類とその入手先等



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 遺産分割協議の場合

	対象者 (誰の)	書類の名称	入手先	有効期限	備考
【集める書類】 (※2)	亡くなられた方 (被相続人)	戸籍謄本(戸籍事項証明書) 除籍謄本 改製原戸籍	本籍地の市区町村(※1)	なし	出生から死亡まで、在籍していた全ての戸籍・除籍謄本が必要です。
		住民票の除票 又は 戸籍の附票	住民票の除票: 住所地の市区町村 戸籍の附票: 本籍地の市区町村	なし	登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。
	法定相続人	戸籍謄本(抄本)(戸籍事項証明書)	本籍地の市区町村(※1)	なし	亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの
		印鑑証明書	住所地の市区町村	なし	遺産分割協議書に押印された印鑑に関するもの
		固定資産課税明細書	毎年4月頃に市区町村から送付	なし	登記申請をする日の属する年度のものが必要です。
法定相続人のうち、 新しく所有者になる方	住民票	住所地の市区町村	なし		

	作成する者	書類の名称	備考
【作成する書類】 (※2)	新しい所有者 (相続人)	登記申請書	
	新しい所有者 と代理人	委任状	代理人による申請の場合に必要です(新しい所有者が手続する場合は不要です。)
	法定相続人	遺産分割協議書	
	新しい所有者 (又は代理人)	相続関係説明図	戸籍・除籍謄本(抄本)の原本の還付を希望しない場合は不要です。

※1 本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)の戸籍等については本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できます(コンピュータ化されていない一部の戸籍等を除く。)

※2 上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」(登記手続ハンドブック)を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」\(登記手続ハンドブック\)\(法務局ホームページ\)](#)

2 法定相続分の相続の場合

	対象者 (誰の)	書類の名称	入手先	有効期限	備考
【集める書類】 (※2)	亡くなられた方 (被相続人)	戸籍謄本（戸籍事項証明書） 除籍謄本 改製原戸籍	本籍地の市区町村（※1）	なし	出生から死亡まで、在籍していた全ての戸籍・除籍謄本が必要です。
		住民票の除票 又は 戸籍の附票	住民票の除票：住所地の市区町村 戸籍の附票：本籍地の市区町村	なし	登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。
	法定相続人	戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書）	本籍地の市区町村（※1）	なし	亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの
		固定資産課税明細書	毎年4月頃に市区町村から送付	なし	登記申請をする日の属する年度のものが必要です。
		住民票	住所地の市区町村	なし	

	作成する者	書類の名称	備考
【作成する書類】 (※2)	新しい所有者（相続人）	登記申請書	相続人が複数いる場合、法定相続分に従って登記をするのであれば、相続人全員で申請するほか、相続人のうち1名が相続人全員分を申請することができます。
	新しい所有者と代理人	委任状	代理人による申請の場合に必要です（新しい所有者が手続する場合は不要です。）。
	新しい所有者（又は代理人）	相続関係説明図	戸籍・除籍謄本（抄本）の原本の還付を希望しない場合は不要です。

※1 本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）の戸籍等については本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できます（コンピュータ化されていない一部の戸籍等を除く。）。

※2 上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）（法務局ホームページ）](#)

3 遺言書がある場合（法定相続人が相続する場合）

	対象者 (誰の)	書類の名称	入手先	有効期限	備考
【集める書類】 (※3)	亡くなられた方 (被相続人)	自筆証書遺言 又は 公正証書遺言 又は 秘密証書遺言	自筆証書遺言：自宅等又は法務局 公正証書遺言：公証役場 秘密証書遺言：自宅等	なし	自筆証書遺言書の場合は以下2点に注意ください。 ① 法務局に保管されている場合は、「遺言書情報証明書」が必要です。 ② ①以外の場合は、家庭裁判所での検認が必要です。
		戸籍謄本（戸籍事項証明書） 除籍謄本 改製原戸籍	本籍地の市区町村（※1）	なし	死亡の事実の記載がある戸籍・除籍謄本が必要です。
		住民票の除票 又は 戸籍の附票	住民票の除票：住所地の市区町村 戸籍の附票：本籍地の市区町村	なし	登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。
	新しく所有者になる方	戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書）	本籍地の市区町村（※1）	なし	亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの（※2）
		固定資産課税明細書	毎年4月頃に市区町村から送付	なし	登記申請をする日の属する年度のものが必要です。
		住民票	住所地の市区町村	なし	

	作成する者	書類の名称	備考
【作成する書類】 (※3)	新しい所有者（相続人）	登記申請書	
	新しい所有者 と代理人	委任状	代理人による申請の場合に必要です（新しい所有者が手続する場合は不要です。）。
	新しい所有者 (又は代理人)	相続関係説明図	戸籍・除籍謄本(抄本)の原本の還付を希望しない場合は不要です。

※1 本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）の戸籍等については本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できます（コンピュータ化されていない一部の戸籍等を除く。）。

※2 配偶者又は子以外の者（兄弟姉妹、孫など）が新しく所有者になる場合は、法定相続人であることを確認できる戸籍除籍謄本等も必要となります。

※3 上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）（法務局ホームページ）](#)